

対象施設・事業所一覧表

施設	事業所	本庁		総合振興局等
		指導監査担当	事故報告集約担当	
生活保護法 〔 救護施設 医療保護施設 授産施設 〕		福祉局地域福祉課 保護支援係		社会福祉課
老人福祉法□ 〔 老人福祉施設□ 有料老人ホーム ※高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1項の 登録を受けているものを除く 〕	老人居宅生活支援事業所 ※道・市町村から指定を受けた 介護保険事業所と重複しない もの	福祉局 高齢者保健福祉課 事業運営係	福祉局 地域福祉課 法人運営係	社会福祉課
障害者総合支援法□ 〔 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 〕	障害福祉サービス事業所□ 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 移動支援事業所	福祉局 障がい者保健福祉課 事業指導係		社会福祉課
<<厚生労働省通知>> 盲人ホーム				
児童福祉法 〔 助産施設 母子生活支援施設 乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 保育所（認可外含む） 児童厚生施設 （児童館、児童センターに限る） 就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律 幼保連携型認定こども園 〕	児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業 一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業	子ども政策局 子ども政策企画課 主査（母子保健） 子ども政策局 子ども家庭支援課 社会的養育係 子ども政策局 子ども政策企画課 成育支援係		社会福祉課 子ども子育て支援室
児童福祉法 〔 障害児入所施設 児童発達支援センター 〕	障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	子ども政策局 子ども家庭支援課 障がい児支援係		社会福祉課
社会福祉法 〔 授産施設 無料低額宿泊所 〕		福祉局 地域福祉課 法人運営係		社会福祉課
売春防止法 婦人保護施設		子ども政策局 子ども家庭支援課 家庭支援係		道立女性相談 援助センター
介護保険法□ 〔 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 ※介護サービス提供に 係る事故に限る 〕	居宅サービス事業所 （介護予防含む） ※訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、通所リハ短期 入所療養介護を除く 居宅サービス事業所のうち 〔 訪問看護事業所□ 訪問リハビリテーション事業所□ 居宅療養管理指導事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所療養介護事業所 （介護予防含む）□ ※介護サービス提供に 係る事故に限る 〕	福祉局 高齢者保健福祉課 事業運営係	福祉局 地域福祉課 法人運営係	社会福祉課 企画総務課

注1 施設・事業所のうち、道本庁が直接所管している場合は、道本庁の担当課・局に直接報告すること。

注2 各法令・通知等に基づき別途、道、市町村及び利用者の保護者・家族へ報告を要するものがあること。

注3 対象施設・事業所以外で発生した重大事故については、広域の社会福祉法人の場合は本庁地域福祉課法人運営係へ、それ以外の法人の場合は総合振興局等社会福祉課へ報告すること。